

## ⑥ 土地にかかる固定資産税の税額を据え置く特別な措置を講じています

新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、令和3年度に限り、評価替等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じています。

ただし、現況を変更した土地等(例：畑だった土地を宅地にした、山林を雑種地にした等)は新しい現況地目での課税となり、据え置き措置の適用は受けられません。

問 税務課(内線 110)

## ⑦ 「Pay B」で税金等が納付できます

市税等がスマートフォン決済アプリ「Pay B(ペイビー)」でも納付できるようになりました。納付書のバーコードを読み取って事前に登録した口座から支払いができます。

利用できる市税など

市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税種別割・国民健康保険税(普通徴収)  
介護保険料(普通徴収)・後期高齢者医療保険料(普通徴収)・保育所保育料  
児童クラブ保護者負担金・水道料金・公共下水道使用料・農業集落排水使用料

問 収税課(内線 121)



QRコード

## ⑧ 高齢者の運転免許自主返納を支援します

市では、交通事故を防止することを目的に運転に不安を感じて運転免許証を自主返納された高齢の方への支援を行っています。

**支援要件** ・市内に住民登録されている 65 歳以上の方  
・有効期間のある運転免許証を警察署または運転免許センターで全部返納して 6 か月以内であり、運転免許証の取消通知書の交付を受けている方  
・市税を完納している方

**支援内容** デマンドタクシーかさまの回数券、期限付き市内タクシー利用券、バス利用乗車券のいずれか 12,000 円相当額を 1 回限り交付。

**申込方法** 運転免許証の取消通知書を持参のうえ、窓口へ直接申請してください。

※乗車券等の即日交付を希望の方は、市民活動課へ申請してください。即日交付には、1 時間程度お時間をいただきます。

申・問 支援について：市民活動課(内線 135)

笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)

運転免許の自主返納について：笠間警察署交通課 Tel 0296-73-0110

## ⑨ 特設無料人権相談を開設します

毎日の生活の中で起こる人権に関わる困りごとを解決に導くための相談です。

相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。相談内容についての秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

【弁護士相談について】

午後 1 時から弁護士も相談に応じます。相談時間は 1 件 30 分以内です。相談される方は、午前の部で人権擁護委員と内容を整理したうえでご相談ください。

日時 5 月 19 日(水) 午前 10 時～午後 3 時 最終受け付け：午後 2 時 30 分

場所 地域福祉センターともべ(笠間市美原 3-2-11)

問 社会福祉課(内線 157)